第13号様式の６(第9条の7)

一般廃棄物搬入届出書　(許可業者用)

(宛先)鎌倉市長

搬入者

許可業者番号

所在地(住所)

事業所名

代表者氏名

電話番号　　　(　　)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 搬入年月日等 | 年　　　月　　　日 | 　　　　　時　　　　分　搬入 |
| 搬入車両 | 車両番号 | 　　　　　　　　　　　トン積み車 |
| 搬入先 | 環境センター（　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 排出事業者名 | 廃棄物の種類 |
| 電話番号 | 所在地 |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

(注意事項)

1　搬入の際は、必ずこの届出書を提出してください。提出がない場合は搬入できません。

2　廃棄物が届出書の記載内容と相違した場合、又は廃棄物が分別されていない場合には、受入れを拒否することがあります。

3　処理作業に支障がある時は、前処理の指示や受入れの制限をすることがあります。

4　環境センター内では職員の指示に従い、安全作業に努めてください。

5　受入れできない物

　産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず(※)、木くず(※)、繊維くず(※)など)、資源物(新聞、雑誌、段ボール、ボール紙、紙パック、オフィス用紙等の紙類、布類、植木剪定材)、排出禁止物(土石類など) (※)建設業に係る紙くず、木くず、繊維くずは産業廃棄物

6　搬入先指定物

鎌倉市内で発生した一般廃棄物である植木剪定材は、

植木剪定材受入事業場（鎌倉市関谷1493-2　電話:0467-45-0526）へ搬送してください。

7　問い合わせ先

　 処分方法：ごみ減量対策課笛田分室（0467-84-8706） 搬入：環境センター（0467-53-8321）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 排出事業者名 | 廃棄物の種類 |
| 電話番号 | 所在地域 |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　 | 　 | □生ごみ　　□汚れた紙類　　□紙おむつ |
| (　　　) | 　 | □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |